

指定居宅介護支援事業所ひかりの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人創誠会が開設する指定居宅介護支援事業所ひかりの郷(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき効果的に提供されるよう配慮する。

2 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が特定の種類、又は特定の事業者に限ることがないよう、公平かつ中立に実施する。

3 事業の提供にあたっては、関係行政機関、老人福祉法に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 指定居宅介護支援事業所ひかりの郷

(2) 所在地 千葉県船橋市三咲4-1-11

(渋谷店舗4号室)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員、介護支援専門員を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及び苦情の処理その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上(うち1人は常勤職員とし、管理者と兼務)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、変更、居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(3) 事務職員 1人(非常勤職員)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所は、当事業所の居宅介護支援事業所兼相談室とする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始にあたっては、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び、利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由等につき説明を行い、理解を得る。
- (3) 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び、その家族に面接して行う。また、この場合においては、面接の趣旨を利用者及び、その家族に対して十分に説明し、理解を得る。アセスメントに使用する課題分析票の種類は、全社協方式とする。
- (4) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は、その家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び、担当者に交付する。
- (7) 居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及び、その家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、1月に1回以上は利用者宅を訪問し、利用者とは面接する。また、1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (8) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合や要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める。

(利用料及びその他の費用等)

第7条 居宅介護サービス計画費のうち、法定代理受領分以外の利用料については、介護報酬告示上の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において指定居宅介護支援等という)に対する利用者またはご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)介護支援専門員に対し、虐待の防止のため研修を定期的を実施する。

(4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業継続計画)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を整備する。 また、研修会や訓練を実施し、感染対

策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第14条 介護支援専門員等の資的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後6か月以内

(2)年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年12月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。